

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 地域の概要・立地

当市は平成17年2月に1市2町5村が新設合併して誕生した。石川県加賀地方の中央部、県都金沢市の南西部に隣接し、総面積は754.92km²で、石川県全域の18%を占め、県内最大の広さである。地目別面積は、「宅地」が2.4%、「経営耕地」が5.8%、「林野」が73.5%となっており、全国でも降水量・降雪量の多い地域に属している。人口は金沢市に次いで2番目の11万人余である。また、市全体が白山手取川ジオパークとしてユネスコ世界ジオパークに認定されており、海岸部から山間部まで、およそ2,700mの標高差があることも地形上の特徴となっている。

南面は自然豊かな山々に日本三霊山の白山を有し、北面は県内最大の河川である手取川によって形成された扇状地が広がり、豊富な水資源と肥沃な土地を活かして稲作をはじめ各種農作物の栽培がおこなわれている。

白山市内には、白山商工会議所と鶴来、白山、美川の3商工会が存在しているが、美川商工会の支援地域は、美川・蝶屋・湊の3地区で構成される「石川県白山市美川地域(旧美川町/以下美川地域)」である。美川地域は石川県の南部、白山を源流とする手取川の河口に位置している。

美川地域には北陸自動車道「美川IC」、西日本旅客鉄道北陸本線「美川駅」「小舞子駅」があり、小松空港へも自動車です約20分と交通の便が良い立地環境にある。

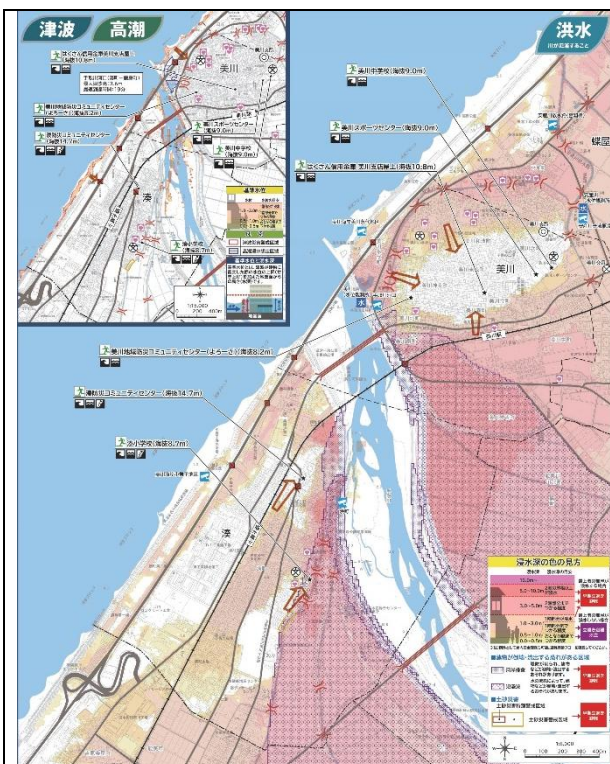
美川地域は、古くから北国街道の要地でもあり、明治5年には一時、石川県庁も置かれていた。河口の本吉港(現在の美川港)は北前船の寄港地として賑わった。洋式蒸気船の導入と明治31年の鉄道の開通により港の物資集積地機能が失われてしまったことから、これ以降、大正期を通じて回船問屋(肥料・米穀が主要品目)を中心とする商業は衰退傾向となり、織物や刺繍、仏壇などの手工業が起こってきた。

2) 災害ごとのリスク

(洪水：ハザードマップ)

白山市の水害ハザードマップによると、美川商工会の管轄地域である「美川・湊地区」では大部分が1.0~3.0mの浸水が予想され、手取川沿いでは5~10m以上の浸水が予想されている。「蝶屋地区」においても、0.0~0.5mの浸水が予想される地域が多く、最大で5~10m以上の浸水が予想されている。この手取川は石川県の洪水浸水想定区域にも指定されている。

近年、全国的に豪雨災害が頻発しており、当市においても手取川流域を中心に浸水リスクを抱えている。令和6年9月や令和7年8月の大雨の際には、市内の一部で冠水被害が発生し、交通網にも影響が出た。気候変動の影響により、今後さらに水害リスクが高まることが懸念される。



《美川・湊地区》



《蝶屋地区》

(土砂災害：ハザードマップ)

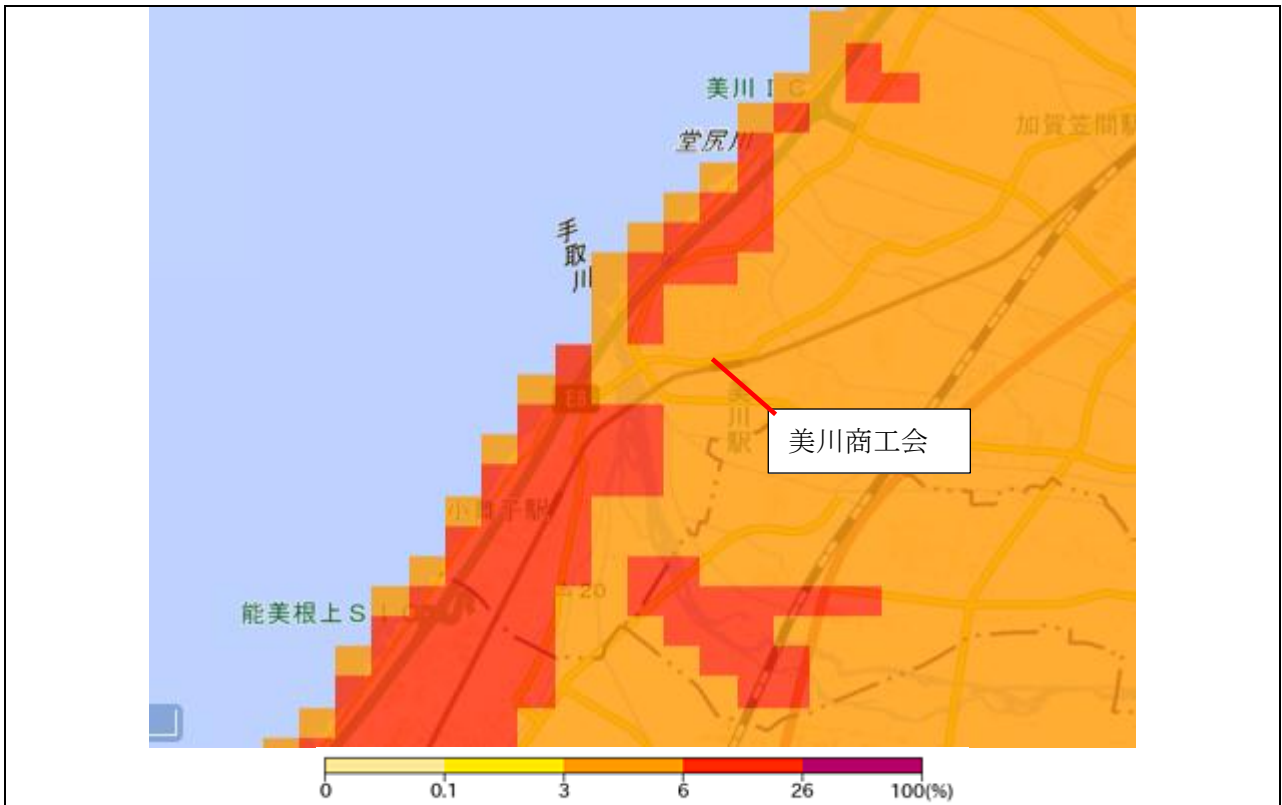
白山市の水害ハザードマップによると、美川商工会の管轄地域においては、土砂災害が生じるおそれがあるエリアはない。

(地震：J-SHIS)

白山市に影響を及ぼすことが予想される活断層としては、森本・富樫断層帯と邑知潟断層帯がある。それぞれの活断層の将来の地震発生の可能性については、地震調査研究推進本部によると、森本・富樫断層帯でM7.2程度の地震が30年以内に発生する確率は2~8%、同様に邑知潟断層帯でM7.6程度の地震が発生する確率は2%となっている。

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、今後30年間にある震度5強の揺れに見舞われる確率は20.3%である、

令和6年1月に発生した能登半島地震では、当市で大きな直接被害は確認されなかったものの、県内全域で建物倒壊や液状化、サプライチェーンの寸断といった甚大な被害が発生し、間接的な影響を受けるリスクが再認識された。これにより、改めて当市においても活断層による地震発生時の事業継続への脅威が浮き彫りとなった。

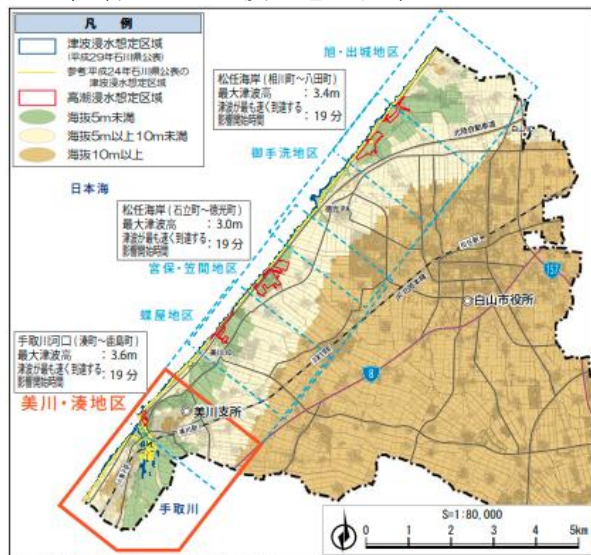


《30年 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図》

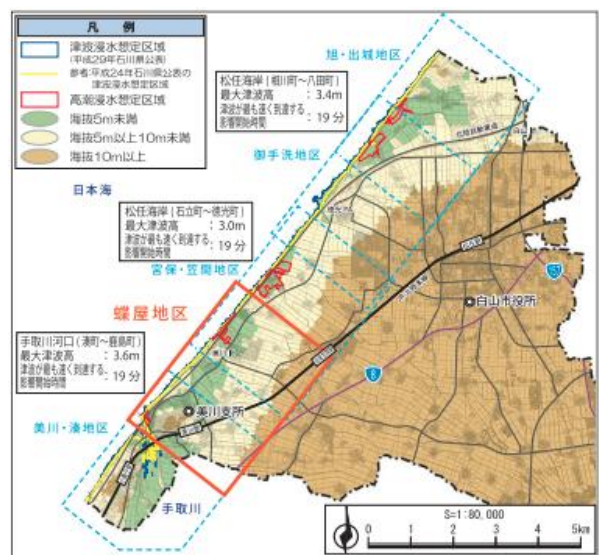
(津波被害：ハザードマップ)

白山市のハザードマップによると、美川商工会の管轄地域である「美川・湊地区」、並びに「蝶屋地区」ともに日本海に面しており、津波被害が予想される。両地域ともに、最大津波高 3.6m、津波が最も早く到達する影響開始時間 19分と予想されている。

※「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した津波断層モデルから、石川県沿岸に最大の津波高となる7つの津波断層モデルを選定し、それら7つの津波想定結果を重ね合わせ、最大となる浸水想定区域を示している。



《美川・湊地区》



《蝶屋地区》

(感染症)

特に、取引先が被災した場合の間接的な影響も懸念される。
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (白山市美川地区)

- ・商工業者等数 507人
- ・小規模事業者数 438人 ※2025年4月データ

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	105	102	美川地域に点在している。
製造業	102	83	美川地域に点在しているが、工業団地に集積している。
卸・小売業	131	125	美川地域に点在している。
サービス業	109	102	美川地域に点在している。
その他	60	26	美川地域に点在している。

(3) これまでの取組

1) 白山市の取組

〈地域防災計画の策定〉

白山市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、白山市防災会議が作成するもので、市域において発生する災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とし、平成18年4月に作成を行い、必要に応じて更新している。

〈各地区防災訓練への協力〉

市は、地区の自主防災組織や町内会等が主催する防災訓練の実施に際し協力を行っており、要請があれば、担当課職員が現地に赴き、災害備蓄品を使用するのデモ実演を行うなど、地域と連携して市民の防災意識向上を図っている。

〈国民保護計画の策定〉

国民保護とは、平成16年9月に施行された国民保護法に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいう。

万一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの措置を行うため、「白山市国民保護計画」を定めている。

〈白山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定〉

市は、国・県の行動計画をもとに、平成 21 年 9 月に「白山市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成 26 年 7 月に国・県の改定を踏まえ、特措法に基づく「白山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、市の新型インフルエンザ等対策の強化を図った。その後、令和 6 年 7 月の政府行動計画の改定、それに伴う、令和 7 年 3 月の県行動計画の改定に基づき、令和 8 年 3 月を目途に市行動計画の改定作業を進めている。今回の改定にあたっては、感染症に関する学識経験者や、新型コロナウイルス感染症対応の際、市と協力しワクチン接種体制及び医療提供体制の確保を行った市医師会の意見等を聴取する。

〈新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催〉

市は、令和 3 年 5 月の緊急事態宣言の発出の際、市は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する現状と経過についての情報共有のほか、市主催のイベントの中止、延期、縮小、再開並びに市関連施設の休業及び休館などについても協議、市のホームページ等で周知を図った。

〈他計画・マニュアル等の策定〉

計画策定月	計画名	計画概要
H27. 6 月	白山火災防災計画	噴火災害の軽減に向けての総合的な対策等
H29. 3 月	白山の火山活動が活発化した場合の避難計画	噴火災害による人的被害の軽減を図るための具体的な避難対策
H29. 4 月	白山市業務継続計画	災害時に市役所も被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画
H29. 11 月	白山市津波避難計画	津波が発生した直後から終息するまでの間の住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画
H31. 3 月	白山市災害時受援計画	災害が発生した際に、人的・物的支援を円滑に受け入れるための受援体制等を定めたもの

- 白山市職員防災マニュアル
 - 白山市災害対策本部地区支部防災マニュアル
 - 白山市避難所運営マニュアル
- } 随時見直し

2) 美川商工会の取組

①事業者BCP に関する国の施策の周知

中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業 BCP 支援ガイドブックを利用し、管内事業者巡回時に事業継続力強化計画策定の啓発を行っている。

②商工会が扱う共済等への加入促進

- ・事業所の災害時の休業リスク：全日本火災共済協同組合連合会「休業対応応援共済」
 - ・事業者の事業活動を包括的にカバー：全国商工会連合会「ビジネス総合保険」
- 引受会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ

③新型コロナウイルス感染症に関する経営相談の実施

④新型コロナウイルス感染症に関する支援策の周知

国、県、市の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が活用できる施策についてホームページ等で周知を行った。

⑤当会の令和6年能登半島地震への対応

・地域内事業者の被害状況の調査

地震による被害があった企業に対して、激甚災害の本激基準超や各種施策の立案に向けて以下の項目についてアンケート調査を実施し、石川県商工会連合会や白山市へ報告した。

- ・被害額
- ・被害額の内訳（①土地、②建物、③機械設備、④商品・原材料・仕掛品等）
- ・主な被災の状況（①建物被害（破損・倒壊）、②建物火災、③機械設備等破損、④商品・原材料等破損、⑤通路・駐車場等破損、⑥水道・電気等破損、⑦営業停止・キャンセル等）

・地区内事業者の相談対応及び支援

地震による被害があった企業に対して、以下の補助金等の支援を実施した。

石川県なりわい再建支援補助金	申請件数	6件
小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）	申請件数	20件
中小企業者持続化補助金（災害支援枠）	申請件数	1件

・被災した商工会等への応援支援

経営指導員が以下の商工会等への応援支援を実施した。

門前町商工会、志賀町商工会、能登鹿北商工会、能登事業者支援センター

II 課題

現状では緊急時の取組については白山市地域防災計画において、処理すべき事務や業務の大綱が示されているが、具体的な協力体制やマニュアルは整備されておらず、緊急時の対応を推進する人員も不足している。

令和6年能登半島地震のような被害が甚大な災害が発生した場合、商工会自体も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。

そのため、石川県商工会連合会・石川県・国等と連携した緊急的な支援体制の構築を行う必要がある。令和6年能登半島地震では、被災した地区内事業者と連絡を取ることができない、商工会の会館が被災し使用できないといった問題が生じた。

また、感染症対策において地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、在宅勤務の推奨や感染拡大時に備えた衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性等、幅広い対策の周知が必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 事業者 BCP 策定を推進するため、事業者の希望に応じてセミナーを年 1 回開催する。
また、経営指導員が個別に巡回し、経営指導員 1 名あたり 1 件以上の計画策定を支援する。
- ・ 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 平日・休日を問わず発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、美川商工会と関係機関（白山市・石川県商工会連合会等）との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症が国内で確認できた際には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 当会が平時に行う小規模事業者等への巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・ 当会の会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会と提携している東京海上日動火災保険及びあいおいニッセイ同和損保に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を巡回指導時や窓口相談時に行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害が発生したと仮定し、白山市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

①職員の安否確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。携帯電話を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を美川商工会と白山市で共有する。

②商工会館の被害状況確認

事務所内のインフラ設備点検、ガラスの破損や落下物の確認等を行う。

③感染症対策の実施

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、白山市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当市との間で、石川県・石川県商工会連合会とも情報共有しながら、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、自然災害発生から、おおむね24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地域内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地域内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地域内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報はない

- ・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

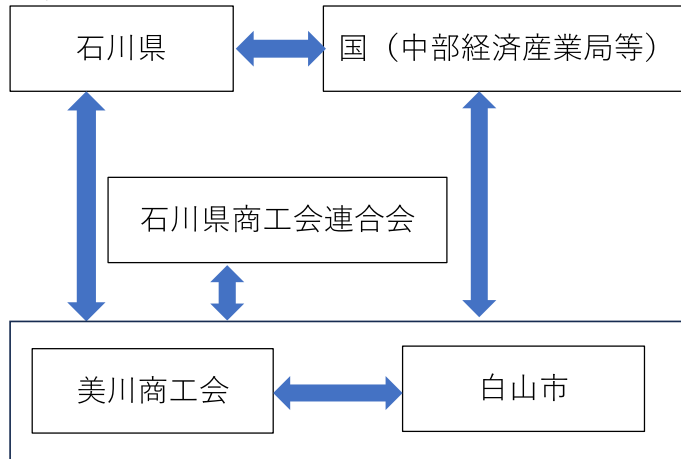
発災後～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・ 白山市で取りまとめた「白山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被災事業者からのヒアリング等により被災状況の情報収集を行い、被害額（合計、建物、設備、商品等）を確認、情報整理を行う。
- ・ 自然災害発生から、おおむね3日以内に、県の指定する様式（別紙1）にて、地区内事業者の被害額の算定を行い、当会と当市で共有する。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、石川県の指定する方法にて当会又は当市より、速やかに石川県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を石川県の指定する方法にて当会又は当市より石川県へ報告する。

■連携体制図



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、石川県及び白山市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や石川県、白山市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

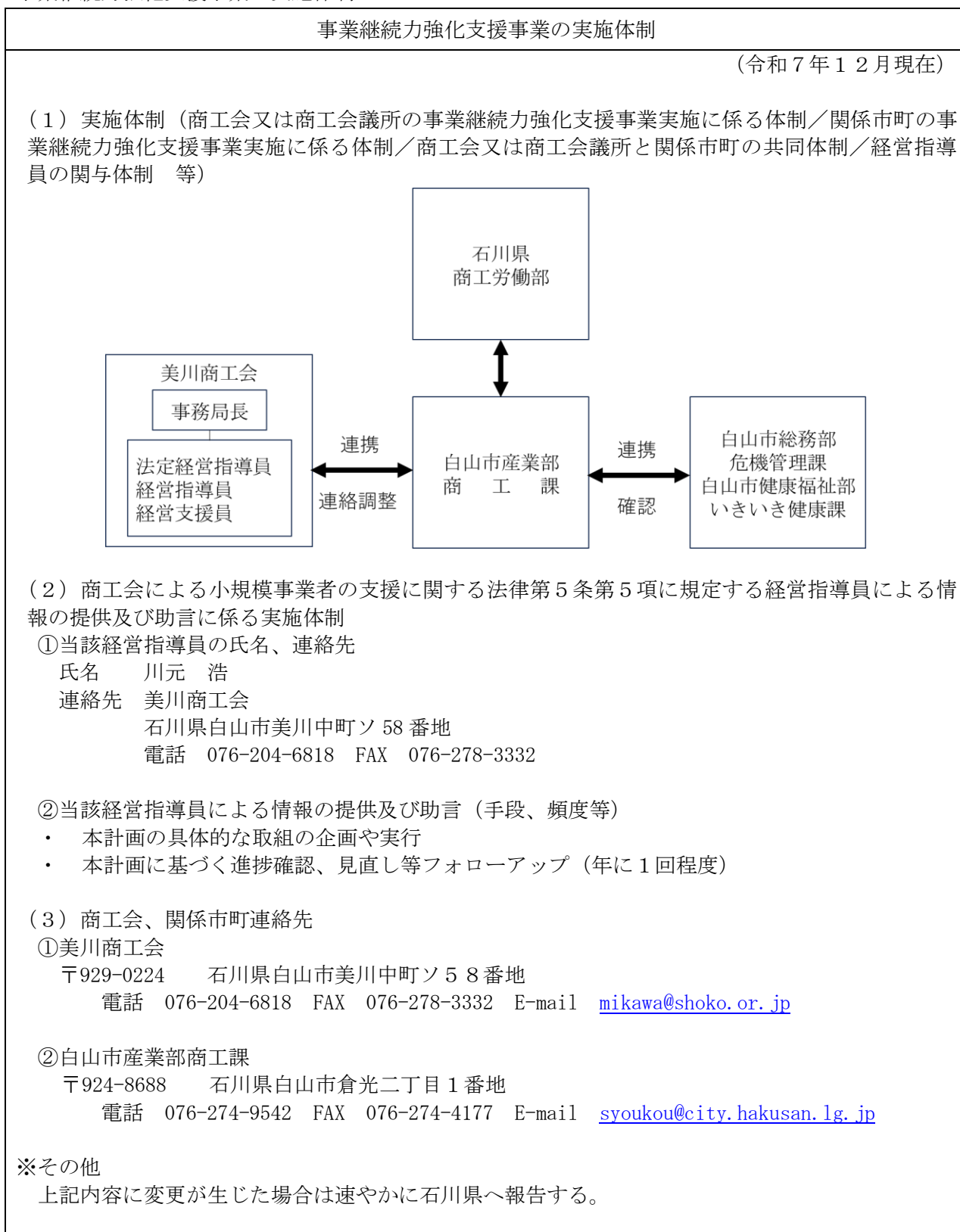
- ・ 石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当会の被害が小さく、当会職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、石川県、石川県商工会連合会などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）について、国の機関や石川県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	264	264	264	264	264
事業継続力強化 計画策定支援 委託費(3社分)	264	264	264	264	264

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

中小企業庁小規模事業者支援推進事業補助金、美川商工会会費収入、石川県補助金、白山市補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

